

介護保険と税金

所得税などの申告受付が2月16日から始まります。介護保険に関する税金の控除についてお知らせします。

介護保険料

社会保険料控除として所得から控除されます。40歳以上の人
が平成18年中に支払った介護保
険料が控除の対象になります。

介護保険施設の利用料

介護保険施設でサービスを利
用した場合、次のものが医療費
控除の対象となります。ただし、
日常生活費は除きます。

- ① 指定介護老人福祉施設（特別
養護老人ホーム）に入所の場合
介護サービス費および食費と
居住費の自己負担額として支払
った額の1/2
- ② 介護老人保健施設・指定介護
療養型医療施設に入所の場合
介護サービス費および食費と
居住費の自己負担額

在宅介護サービスの利用料

介護サービス計画（自己作成
も含む）に基づき次の①から⑤

のサービスのいずれかを利用し
ている場合、その利用料が医療
費控除の対象となります。

※平成18年4月から始まった介
護予防サービスも同様の扱いに
なります。

- ① 訪問看護
 - ② 訪問リハビリテーション
 - ③ 居宅療養管理指導
 - ④ 通所リハビリテーション（食
費も対象）
 - ⑤ 短期入所療養介護（居住費と
食費も対象）
- さらに、①から⑤のサービス
のいずれかを利用している人
が、次の⑥から⑩のサービスの
いずれかを利用してしている場合、
その利用料も医療費控除の対象
となります。
- ⑥ 訪問介護（生活援助中心型は除く）
 - ⑦ 訪問入浴介護
 - ⑧ 通所介護（食費は除く）
 - ⑨ 短期入所生活介護（居住費と
食費は除く）
 - ⑩ 夜間対応型訪問介護

- ⑪ 認知症対応型通所介護
- ⑫ 小規模多機能型居宅介護

医療費控除を受けるときは、
平成18年中に支払った金額の確
認できる領収書などが必要とな
りますので、サービス事業者に
お問い合わせください。

おむつ代に係る医療費控除

要介護者のおむつ代は、医療
費控除の対象となります。申告
には医師の証明書および領収書
が必要です。ただし、2年目以
降の申告の場合、医師の証明書
に代えて市町村が主治医意見書
の内容を確認した書類で申告す
ることもできます。

要介護認定者の障害者控除

平成18年12月31日時点で、要
介護認定を受けている65歳以上
の人は、障害者控除・特別障害
者控除の対象となる場合があります。
詳しくは、下記問い合わせ
先まで。

問い合わせ先

市役所 駅南庁舎 高齢社会課
☎ (0857) 20-3454
／各総合支所 福祉保健課

市税・国保料の前納報奨金について

平成19年度から、固定資産税・都市計画税、市県民税（普通徴収）、国民健康保険料の全期前納者に対する報奨金について、次の表のとおり改正します。

	現 行	平成19年度	平成20年度
固定資産税・都市計画税	第2期の税額の4.5% (上限20万円)	第2期の税額の3% (上限10万円)	廃止
市県民税(普通徴収)	第2期の税額の3% (上限20万円)	第2期の税額の2% (上限10万円)	廃止
国民健康保険料	第2期の料額の6.3%	第2期の料額の4.2%	廃止

問い合わせ先

▶ 市税関係
市役所 駅南庁舎 収税課
☎ (0857) 20-3433
▶ 国保関係
駅南庁舎 保険年金課
☎ (0857) 20-3483